



発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんの入院養育に必要な

医療費の一部を助成する制度です

《対象となる方》

指定養育医療機関の医師が、出生後、入院養育を必要と認めた乳児(1歳になるまで) ※ 原則として、退院後の再入院は対象になりません。

《申請手続き》

- (1) 申請に必要なもの ※ 主治医から②の意見書をもらったら、早めに手続きをお願いします。
 - ① 養育医療給付申請書
 - ② 養育医療意見書(指定養育医療機関の医師が記入したもの)
 - ③ 世帯調書
 - ④ 同意書兼委任状もしくは委任状

. 双子さんの場合, ③、④の 書類は1枚で結構です。

- ⑤ 乳児の健康保険証の写し(手続き中の場合は加入する医療保険の被保険者の保険証の写し)
- 6 印鑑
- 申請者、世帯構成員、扶養義務者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの (個人番号カードまたは通知カード)
- ⑧ 申請者の本人確認のため、運転免許証など顔写真のある証明書
 - ※ ① ③ ④の書類は、こども課の窓口にあります。ホームページからも印刷できます。
- (2) 申請窓口 : 見附市教育委員会こども課(見附市役所4階)
 - ※ 出張所、保健福祉センターでは手続きできませんのでご注意ください。

《申請手続きから医療費の支払いまで》

- ① 必要な書類をそろえて申請窓口に提出してください。
- ② 申請内容を審査し、養育医療給付の可否を決定します。
- ③ 給付を決定した場合は、2週間程度で「養育医療券」を郵送しますので、速やかに医療機関に提示してください。
- ④ 保険診療外の費用は、医療機関に支払ってください。
- ⑤ 入院した月の翌々月以降に、こども課から自己負担金の請求をします。 「納入通知書兼領収証書」を郵送しますので、納期限までに必ず金融機関(北越銀行・第四銀行・大光銀行・長岡信用金庫・三条信用金庫・新潟縣信用組合・三條信用組合・新潟県労働金庫・にいがた南蒲農協)で納入してください。

《医療費について》

(1) 対象となるもの

保険診療分の医療費が対象です。原則として、食事療養費の自己負担はありません。 入院した月の翌々月以降に、医療機関から市に医療費の請求があり、市が全額を支払います。 その後、見附市教育委員会こども課から保護者の方に自己負担金の請求をしますので必ず納入 してください。

保険診療外の費用は、別途、医療機関から請求があります。

保険診療分の医療費(入院費) ⇒ 見附市から請求

保険診療外の費用(紙おむつ代など) ⇒ 医療機関から請求

(2) 自己負担金について

乳児と同一世帯の扶養義務者全員の<u>住民税額等</u>に応じて、徴収基準額(月額)を決定します。

申請月が4~6月の場合は、前年度の住民税額をもとに算定します。

申請月が<u>7~3月の場合は、当該年度の住民税額</u>をもとに算定します。

右記の「養育医療措置費負担金徴収基準額表」を参照してください。徴収基準額及び総医療費等により、食事療養費の自己負担が生じる場合もあります。

その月の入院日数を基に、自己負担額を算出します。

~ 養育医療の自己負担金額の算出方法 ~

入院期間が1か月未満の場合

その月の実日数 (1円未満切り捨て)

入院期間が1か月間の場合は、徴収基準額が自己負担額になります。

☆ 双子さんや三つ子さんで、同じ月に入院した場合、その月の入院日数(自己負担額)が少なかった方は、徴収基準額を1/10(加算基準額)にして自己負担額を算出します。



養育医療措置費負担金徴収基準額表

| 階層 区分 | 世帯の階層細区分 | | | | | | 徴収基準 月 額 | 徴収基準 加算月額 |
|----------|---|-------------------|--------|-------------|---|--------|----------|---|
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給 世帯 | | | | | | 円 0 | 0 |
| B階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | | | | | 2,600 | 260 |
| C階層 | A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの 課税世帯 | | | | | | 5, 400 | 540 |
| D階層 | A及き市税で民の分帯 「大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型ででは、大型でででででででででで | 所得割の年額 15,000 円以下 | | | | D 1 階層 | 7, 900 | 790 |
| | | 15, 001 | \sim | 21,000 | 円 | D 2 " | 10,800 | 1,080 |
| | | 21, 001 | ~ | 51, 000 | 円 | D 3 " | 16, 200 | 1,620 |
| | | 51, 001 | ~ | 87, 000 | 円 | D 4 " | 22, 400 | 2, 240 |
| | | 87, 001 | ~ | 171, 300 | 円 | D 5 " | 34, 800 | 3, 480 |
| | | 171, 301 | ~ | 252, 100 | 円 | D 6 " | 49, 400 | 4, 940 |
| | | 252, 101 | ~ | 342, 100 | 円 | D 7 " | 65, 000 | 6, 500 |
| | | 342, 101 | ~ | 450, 100 | 円 | D 8 " | 82, 400 | 8, 240 |
| | | 450, 101 | ~ | 579, 000 | 円 | D 9 " | 102, 000 | 10, 200 |
| | | 579, 001 | ~ | 700, 900 | 円 | D10 " | 123, 400 | 12, 340 |
| | | 700, 901 | ~ | 849, 000 | 円 | D11 " | 147, 000 | 14, 700 |
| | | 849, 001 | ~ | 1, 041, 000 | 円 | D12 " | 172, 500 | 17, 250 |
| | | 1, 041, 001 | ~ | 1, 222, 500 | 円 | D13 " | 199, 900 | 19, 990 |
| | | 1, 222, 501 | ~ | 1, 423, 500 | 円 | D14 " | 229, 400 | 22, 940 |
| | | 1, 423, 501 F | 円以上 | : | | D15 " | 全額 | 左の徴収基 準額の 10% ただしその 額が 26,300 円に満たな い場合は 26,300 円 |

※この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から 医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引い た残りの額をいうものであること。



《見附市子どもの医療費助成との振替》

徴収基準月額が**D6 階層 (49,400円) 以上**に決定した方は、養育医療の自己負担額より、子どもの医療費助成の自己負担額が低くなります。

~子どもの医療費助成の自己負担金額の算出方法 ~

子どもの医療費助成の自己負担額 = 入院日数 × 1,200円

※子どもの医療費助成では、食事療養費が自己負担になります。

このため、D6 階層以上の方には、子どもの医療費助成の自己負担額を請求します。

養育医療の負担額と子どもの医療費助成の負担額との差額は、養育医療制度から子どもの医療 費助成制度に請求します。

ただし、委任状(もしくは同意書兼委任状)の提出がない場合は、養育医療の自己負担額を請求しますので、納入後、こども課の窓口で払い戻しの手続きをしてください。

うるう年以外の2月入院分については、D5階層に決定した方もこの振替の対象になります。

~ D6 階層で1か月間(31日)入院した場合~

養育医療の自己負担額

49,400円 → (a)

子どもの医療費助成の自己負担額 1,200円×31日=37,200円 → (b)

それぞれの自己負担額の差額

(a) - (b) = 12,200円

〔請求方法〕

- ①こども課から保護者の方には(b)を請求します。
- ②差額の12,200円は子どもの医療費助成金のため、子どもの医療費助成に請求します。

《その他》

- ◇ 転居等により世帯構成が変更した場合は、徴収基準額(月額)も変更になることがあります。 見附市教育委員会こども課元気子育て係まで連絡してください。連絡があった翌月から新しい徴収基準額(月額)を適用します。
- ◇ **「出生連絡票」**(母子手帳裏のはがき)を必ず出してください。助産師が無料で家庭訪問に伺います。



お問い合せ先

〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号 見附市教育委員会こども課元気子育で係 0258(62)1700 〔内線445〕